

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和1年9月1日～令和4年8月31日までの3年間

2. 内容

目標1：令和4年8月までに、年次有給休暇の取得が少ない従業員に対する取得の促進に取り組む。

<対策>

- 令和1年9月～検討開始
- 令和2年1月～年次有給休暇取得状況について実態を把握
- 令和2年9月～社内周知、管理者への呼び掛け等、取得促進への啓発を行う
- 令和3月9月～年休取得が少ない者に対する働きかけを、継続的に行う。

目標2：令和4年8月までに、週1～4日程度の緊急在宅勤務ができる制度を試行的に導入、制度化する。

<対策>

- 令和1年9月～検討開始
- 令和2月6月～課題を分析して本格実施の可能性を検討
- 令和3月9月～勤務規定の制度化
- 令和4月1月～運用検証、定着化

目標3：令和4年8月までに、産前産後休業、育児・介護休業、雇用保険の育児休業給付・介護休業給付など諸制度の周知を行う。

<対策>

- 令和2年9月～検討開始
- 令和3年9月～パンフレット、電子メールなどによる社員への周知